

令和7年度本学評価基準による自己点検・評価結果

評価基準			評価基準に係る基本的な観点	評価結果	長所として特記すべき事項	改善を要する事項
7 研究活動及び研究成果の状況	7-1	本学の研究目的(研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等)が明確に定められていること。	7-1-1 新構想の教育大学としての社会的使命を果たす特色ある研究目的が明確に定められていること。	B: 観点を達成している	該当なし	該当なし
	7-2	研究活動及び研究成果の状況が、本学の研究目的に照らして適切であること。	7-2-1 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われていること。	A: 観点を十分に達成している	該当なし	該当なし
			7-2-2 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されていること。	B: 観点を達成している		
8 国際交流	8-1	海外との研究交流や海外での研究活動が適切に行われていること。	8-1-1 海外からの研究者の受入や教員の海外派遣が活発に行われていること。また、その際の支援制度が整っていること。	B: 観点を達成している	本学では、外国人研究者の受入れ及び本学教員の海外派遣に関する体制が整備されており、学内規程や支援制度が機能している。特に、国際交流推進センターを中心とした審査・支援体制の下、外国人研究者の受入れが円滑に実施されている。 また、海外との研究交流事業や科学研究費助成事業等を活用した国際共同研究も展開されており、教員養成系大学としての専門性を活かして海外研究者と協働している。さらに協定校等との継続的な双方向交流、国際学術研究集会の開催、共同出版など、教育研究における実績が着実に積み重ねられている。これらの活動は、教員の国際的視野の拡大と研究力の向上に資するとともに、将来的な人的交流の基盤強化にもつながっている。	該当なし
			8-1-2 国際共同研究が活発に行われていること。	B: 観点を達成している		
	8-2	海外との教育交流、学生の海外研修及び留学生交流が適切に行われていること。	8-2-1 海外協定校との教育交流活動が活発に行われていること。また、そうした活動を奨励する方針が策定されていること。	B: 観点を達成している	本学では、協定校との連携に基づく「海外教育研究」や「短期海外研修」を継続して実施しており、授業実践や現地学校との交流を通じて、学生の教育的視野と異文化理解を深める機会を提供している。 また、派遣・受入の両面において着実に国際教育交流が行われており、特に外国人留学生に対しては、日本語補講やチーチャー制度、宿舎の提供など、生活・学修の両面からの支援体制が整備されている。 加えて、地域住民との交流機会の創出にも積極的に取り組んでおり、留学生の行事の一つである「国際交流のつどい」等を通じて留学生と地域とのつながりを促進している点は、本学の特色の一つといえる。	該当なし
			8-2-2 学生の短期海外研修が定期的に行われていること。	B: 観点を達成している		
			8-2-3 異文化理解に関する教育が行われていること。	B: 観点を達成している		
			8-2-4 外国人留学生を積極的に受入れていること。また、支援制度・設備が整っていること。さらに、外国人留学生と地域の交流を深めるための支援制度があること。	B: 観点を達成している		

評価基準		評価基準に係る基本的な観点		評価結果	長所として特記すべき事項	改善を要する事項
	8-3 国際交流を推進する組織が設置され、機能していること。	8-3-1	国際交流を推進する組織が設置され、本学の国際交流の目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められていること。	B: 観点を達成している	国際交流推進センターを中心とした組織的な体制のもと、国際戦略や基本方針に沿った活動計画が毎年度策定され、着実に実施されている。加えて、専任教員と常勤職員だけでなく兼務教員や非常勤職員らが連携し、教育交流・研究交流の両面で多様な取組が展開されている。近年では、国際交流の機会や支援体制の充実を目的として、短期海外研修プログラムの新規実施や、チューター制度の見直し等に取り組んでおり、国際交流活動の継続的な発展に寄与している。	該当なし
		8-3-2	計画に基づいた活動が適切に実施されていること。また、活動の実績及び学生等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっていること。	B: 観点を達成している		
		8-3-3	国際交流を担当する教職員が配置されていること。	B: 観点を達成している		
		8-3-4	国際交流活動の改善のための取組が行われていること。	B: 観点を達成している		
9 地域貢献活動	9-1 本学の目的に照らして、地域貢献活動(正規課程の学生以外に対する教育サービスを含む。)が適切に行われ、成果を上げていること。	9-1-1	本学の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められていること。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されていること。	A: 観点を十分に達成している	出前講座、公開講座及び文化講演会について、参加者アンケート等によるニーズ把握を基に、毎年度、各事業に係る実施計画の見直しを図っており、それぞれの取組において、受講者、参加者からの高い満足度を得ている。	該当なし
		9-1-2	計画に基づいた活動が適切に実施されていること。	A: 観点を十分に達成している		
		9-1-3	活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっていること。	A: 観点を十分に達成している		
		9-1-4	改善のための取組が行われていること。	A: 観点を十分に達成している		

「研究活動及び研究成果の状況」に係る自己点検・評価書

基準 7－1 本学の研究目的（研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められていること。

(1) 観点ごとの分析

観点 7－1－1 新構想の教育大学としての社会的使命を果たす特色ある研究目的が明確に定められていること。

(観点に係る状況)

本学では、大学憲章（別添資料 7－1－1－①）において、「人類の福祉及び文化と学術の発展に貢献する大学の普遍的使命を自覚し、教員の養成と再教育を行い教育に関する先端的な研究を進める大学として更に飛躍するため、ここに上越教育大学憲章を定めます。」と宣言した上で、次のとおり研究の目標を定めている。

- ・ 学校教育にかかる諸科学において、理論研究と実践研究の融合を目指し、先進的で学際的な研究を推進します。
- ・ 教育現場の課題に立脚し、教育現場に根ざした研究を推進します。
- 併せて、社会への貢献として次のとおり定めている。
- ・ 地域の優れた教育環境を生かし、国内はもとよりアジア、世界に向けて教育研究成果を発信します。
- ・ 学術文化の中心として、教育研究成果を社会に還元し地域と共に学びの場を創造します。
- ・ 海外の高等教育機関と連携し、国際的な教師教育の充実と発展に寄与します。

なお、第4期中期目標では「教育研究の質の向上に関する事項」の「研究」について「地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知識の現実社会での実践に向けた研究を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。」とし、中期計画を「ICT 教育、STEAM 教育、インクルーシブ教育など現代的教育課題についての実践的な研究を推進する。また、理論と実践の往還をめざした教育実践研究を推進する。」と定めている。

そして、第4期中期目標期間中で取り組む基本的な目標の一つとして「地域における教員養成の在り方を研究し、その総体としての質的改善に資することを目的とした「教員養成学」の理念、内容、方法等の体系化を目指して組織的研究に取り組む」ことを定めている。

また、研究データポリシー（別添資料 7－1－1－②）においても目的の中で、大学憲章の定めに基づき「本学で行われる研究について、多様な研究データを適切に管理し、本学の将来への資源とともに、可能な限り利活用を図り、社会と共有することで、本学の理念・研究目標達成をめざす。」としている。

さらに、オープンアクセス方針（別添資料 7－1－1－③）においては、「本学の教育・研究活動により生み出された成果を電子的手段を用いて広く学内外に無償で公開することにより、学術研究の発展に資すること及びその成果を社会に還元することを目的」として、研究成果をリポジトリで公開することを定めている。

(観点の達成状況についての自己評価：B)

「大学憲章」において、研究の目標・目的として「学校教育にかかる諸科学において、理論研究と実践研究の融合を目指し、先進的で学術的な研究の推進」及び「教育現場の課題に立脚し、教育現場に根ざし

た研究の推進」と定めており、特に、「教育現場に根ざした研究の推進」の定めは、教育大学としての社会的使命を果たすための基本的な成果目標であり、特色ある研究目的が明確に定められている。

なお、第4期中期目標期間の中期計画として「ICT教育、STEAM教育、インクルーシブ教育など現代的教育課題についての実践的な研究を推進する。また、理論と実践の往還をめざした教育実践研究を推進する。」と定めている。

そして、第4期中期目標期間中で取り組む基本的な目標の一つとして「地域における教員養成の在り方を研究し、その総体としての質的改善に資することを目的とした「教員養成学」の理念、内容、方法等の体系化を目指して組織的研究に取り組む」ことが定められ、学長をリーダーとする「教員養成学」検討プロジェクトチームを中心に組織的研究が進められている。

また、研究データの管理、公開及び利活用に資するため「研究データポリシー」を定め、本学の教育・研究活動により生み出された成果を社会に還元することを目的として「オープンアクセス方針」が制定されている。

以上のことから、本観点を達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

該当なし

(3) 改善を要する事項

該当なし

基準 7－2 研究活動及び研究成果の状況が、本学の研究目的に照らして適切であること。

(1) 観点ごとの分析

観点 7－2－1 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われていること。

(観点に係る状況)

まず、科学研究費助成事業に関する申請数及び採択数の向上や外部資金獲得に繋がる取り組みとして、第4期中期目標期間における中期計画に基づき、研究成果となる論文の書き方の一定の作法やノウハウを身につけるための論文執筆講習会の開催、科学研究費助成事業やその他の研究費補助金等で個人の研究に係る外部資金を新規に獲得した者に対して「外部資金獲得手当」を支給、科学研究費助成事業への採択率向上を目的とした学内講師による「科研費セミナー」を実施している。

研究論文等について、第4期中期目標期間における中期計画では、現代的教育課題及び教育実践研究に関する研究の冊子数、論文数の基準値は68編、目標値は第4期期間末において82編以上としている。この取組により、各年度における論文等の合計数は、令和4年度の状況は75編、令和5年度は79編、令和6年度は104編と伸びており、いずれも基準値を上回っている（資料7－2－1－A）。

(資料7－2－1－A) 自己点検・評価報告書（抜粋）

・評価指標 161-① 現代的教育課題及び教育実践研究に関する研究の冊子数、論文数の合計数【第3期期間中の年度当たり平均値（68編）に対して、第4期期間末までに2割増加（82編以上）】

●評価指標の達成状況

1) 定量的な評価指標

・評価指標の達成状況 【R4：III／R5：III／R6：III／R7：●／R8：●／R9：●】

No.	基準値	実績				(見込み)・実績	目標値
①	H28～R元 年度平均	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
	68編	75編	79編	104編			82編 以上

（出典 第4期中期目標期間の業務実績に係る自己点検・評価報告書）

また、本学における様々な研究活動のうち、科学研究費助成事業、研究プロジェクトの実施状況について記述する。

「科学研究費助成事業交付者等一覧」（別添資料7－2－1－①）における研究課題が本学の研究目的や中期計画にかなうものとして、令和7年度においては「「学び続ける教師」の学習生態学」「探究学習を超えた理科の新しい指導方法」「聴覚障害児の読解に視覚的情報はどれだけ有効か」などが挙げられる。

科学研究費の申請件数（新規）については、令和4年度では31件、令和5年度では26件、令和6年度では22件、令和7年度では30件となっている（別添資料7－2－1－②）。そして、科学研究費の教員数に対する申請割合については、令和4年度では21.1%、令和5年度では18.3%、令和6年度では16.8%、令和7年度では24.2%となり、申請件数（新規）と共に増加傾向となっている。

研究プロジェクトは、科学研究費助成事業の申請や、論文投稿数に繋がる取組として実施しており、第4期中期目標期間中に本学が重視している「現代的教育課題に関する研究」「学校現場での教育実践に関する

る研究」の2つの取組テーマに該当するものを公募し、研究を活性化するとともに、若手教員への研究支援や科学研究費助成事業への申請支援に資するため実施している。

本プロジェクトは、研究期間が終了した後「当該研究の更なる発展のため、終了後2年以内に科学研究費助成事業に応募すること。」「研究プロジェクト終了後2年以内に論文等出版物を1編以上出版すること。」を申請条件とし、科研費申請や論文執筆に繋げている。

また、研究組織は、「研究代表者は本学教員または附属学校（園）教員」、研究分担者は「本学教員または附属学校（園）教員の他、必要に応じて学外の者（近隣地域の小・中学校教員等）を加えることができる」としており、研究協力者は、「研究組織には、必要に応じて近隣地域の小・中学校教員及び本学大学院生を研究協力者として参加させることができる」としている。これらのことと、学内においては一つの領域に留まらない研究の幅を広げる教科横断の役割を担い、学外においては地域に根ざす大学として知の往還に繋がることを目指している（別添資料7-2-1-③）。研究プロジェクトにおいて、本学の研究目的や中期計画にかなうものとして「中学校理科授業におけるSTEAM教育に寄与する指導法の開発」

「生活科、総合的な学習の時間を中核とした教育課程の構想・展開に取り組む教師の力量形成に関する事例的研究」「教育データを利活用した協働的授業改善モデルに関する研究」などが挙げられる（別添資料7-2-1-④）。

研究プロジェクトは研究期間が2年間となることもあり、各年度において申請件数のばらつきが見受けられるが、令和4年度では17件、令和5年度では11件、令和6年度では18件、令和7年度では10件となっている（資料7-2-1-B）。

(資料7-2-1-B) 研究プロジェクト申請状況

研究プロジェクト／年度（件数）	R4	R5	R6	R7	計
研究プロジェクト申請件数	17	11	18	10	56
うち取組テーマ①現代的教育課題に関する研究	14	7	16	9	46
うち取組テーマ②学校現場での教育実践に関する研究	10	6	11	6	33
研究プロジェクト採択件数	12	10	11	10	43

（出典 別添資料7-2-1-④研究プロジェクト採択者等一覧）

また、研究プロジェクトについては研究期間終了後に、研究成果の概要を記した「終了報告書」を提出し、本学ホームページ（資料7-2-1-C）で公開することにより研究成果を社会に還元している。

(資料7-2-1-C) 上越教育大学研究プロジェクトサイト

The screenshot shows the Niigata University of Education's homepage. At the top, there is a navigation bar with links for various categories. Below the navigation bar, a breadcrumb trail indicates the current page: ホーム > 大学紹介 > 教育研究 > 教育研究の取組 > 上越教育大学研究プロジェクト. A sub-navigation bar labeled '大学紹介 About us' is also present. The main content area features a section titled '上越教育大学研究プロジェクト' (Niigata University of Education Research Project). This section contains text about the research project's goals and scope, mentioning its focus on research activities and its role in the education and research fields. To the right of the main content, a sidebar titled '大学紹介' (University Introduction) lists various topics such as J-style communication, research projects, and international exchange. Below the sidebar, a list of research project reports is provided, ranging from H27 to H29.

(出典 上越教育大学ホームページ)

なお、上越教育大学研究紀要をはじめとする学内刊行物や学術雑誌に掲載された本学教員の論文、科研費報告書等が登録されている「上越教育大学リポジトリ」（資料 7-2-1-D）においても、無償で研究成果を公開しており研究成果を社会に還元している。

(資料 7-2-1-D) 上越教育大学リポジトリトップページ

The screenshot shows the Niigata University of Education Repository homepage. The header features a decorative banner with the text '上越教育大学リポジトリ' (Niigata University of Education Repository). Below the banner, a sub-header reads '上越教育大学リポジトリにようこそ！' (Welcome to the Niigata University of Education Repository!). There are two navigation buttons: 'トップ' (Top) and 'ランキング' (Ranking). A search bar is located at the top right, with the placeholder text '入力後、Enterキーを押下し検索してください' (Please enter and press Enter to search) and a search button labeled '検索'. Below the search bar, there are two radio buttons: '全文' (Full text) and 'キーワード' (Keyword). The main content area is divided into two sections: 'インデックスツリー' (Index Tree) on the left and 'Index List' on the right. The 'Index Tree' section contains a list of categories: 010 学術論文, 020 紀要, 030 学内刊行物, 040 学位論文, and 050 報告書. The 'Index List' section displays a table of search results with columns for title, item type, and count. The results are as follows:

Index	Category	Count
010	学術論文	246 items
020	紀要	1627 items
030	学内刊行物	1769 items

(出典 上越教育大学リポジトリ)

第4期中期目標に掲げられた「教員養成学」研究に関しては、学校教員養成・研修高度化センター教員養成カリキュラム高度化部門に学長をリーダーとする「教員養成学」検討プロジェクトチームを設置（資料7-2-1-E）し、組織的研究を進めている。

「教員養成学」構築に向けた研究会を、令和6年度末までに計10回開催し、令和7年3月に、本研究成果の最初の成果物となる書籍『教員養成学を考える—上越教育大学からの発信—（風間書房）』を刊行した。なお、本書籍は、シリーズ書籍として令和9年度末までに全3巻を刊行する予定としている。

さらに、令和7年7月には、『グローカルに考える「教員養成学」研究の現在』と題して、海外研究者2名を含む5名の講師を招へいした国際シンポジウムを対面とオンライン（Zoom）のハイブリッド形式で開催し、学内外から約100名の参加を得た。

（資料7-2-1-E）「教員養成学」検討プロジェクトチームの設置（抜粋）

1. 趣旨・目的

本学が、第4期中期目標に掲げる、「教員養成学」の理念、内容、方法等の体系化を目指した組織的研究の取組を推進するため、学校教員養成・研修高度化センター教員養成カリキュラム高度化部門に、「教員養成学」検討プロジェクトチーム（以下「「教員養成学」検討PT」という。）を設置する。

2. 検討事項の概要

- 1) 「教員養成学」の理念、内容、方法等に関する事項
- 2) 「教員養成学」の体系化を目指した組織的研究の取組に関する事項
- 3) 「教員養成学」に係る出版に関する事項

3. 「教員養成学」検討PTの組織

「教員養成学」検討PTは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 1) 理事、副学長のうちから、学長が指名した者
- 2) 学長特別補佐及び学長補佐のうちから、学長が指名した者
- 3) その他、学長が指名した者

4. 「教員養成学」検討PTの運営

- 1) 「教員養成学」検討PTにリーダーを置き、学長が務める。
- 2) 「教員養成学」検討PTに副リーダーを置き、学長が指名した委員をもって充てる。

（出典 「教員養成学」検討プロジェクトチームの設置）

その他、「出前講座」「公開講座」により、各教員の研究成果を広く地域社会に還元している。特に、「出前講座」においては、本学の研究目的である「先進的で学術的な研究の推進」及び「教育現場に根ざした研究の推進」に関するテーマを取り上げている講座もある。

※「出前講座」「公開講座」の状況・件数・成果等の詳細については、基準9-1を参照。

さらに、共同研究や受託研究等の受入を促進するための取組により、科学研究費の他、共同研究、受託研究、受託事業、研究助成についても積極的に受入れを推進している（別添資料7-2-1-⑤）。

（観点の達成状況についての自己評価：A）

現代的教育課題及び教育実践研究に関する研究の冊子数、論文数の合計数については順調に延びており、

また、第4期中期目標期間における中期計画で設定された基準値を上回っている。研究プロジェクトにおいては「取組テーマ」を、第4期中期目標期間中に本学が重視している「現代的教育課題に関する研究」「学校現場での教育実践に関する研究」に設定し、本学の研究目的に沿った取組としており、科学研究費助成事業及び研究プロジェクトの申請課題等のデータにより、本学の研究目的や中期計画にかなう研究が行われていることが確認できる。

また、研究プロジェクトの研究期間終了後の条件として科学研究費助成事業への応募や論文等出版物を1編以上出版することとしており、研究活動の活性化に繋げている。

上越教育大学研究紀要をはじめとする学内刊行物や学術雑誌に掲載された本学教員の論文、科研費報告書等が登録されている上越教育大学リポジトリによって、研究活動の成果を公開し社会に還元している。

「教員養成学」研究に関しては、学長をリーダーとする「教員養成学」検討プロジェクトチームを設置し、研究会・シンポジウムの開催、書籍の刊行など、組織的研究が活発に進められている。

「出前講座」においても、本学の研究目的に関するテーマを取り上げている講座もあり、これまでの研究活動により生み出された研究成果に基づき、多くの依頼に繋がっていることが確認できる。

共同研究、受託研究、受託事業、研究助成金についても積極的に受入を推進しており、それらの状況から、研究活動が活発に行われていることが確認できる。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点 7－2－2 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されていること。

(観点に係る状況)

査読付き論文数、学会等口頭発表等、国際研究プロジェクトへの参加状況、国内外の学術賞等の受賞状況、出前・公開講座のアンケートなどにより研究の質が確保されていることを確認している（別添資料7－2－2－①、7－2－2－②）。

査読付き論文数では、論文数における教員の割合は、令和4年度では51.9%、令和5年度では45.6%であった。

学会口頭発表等では、令和4年度では総件数で289件、一人当たりの平均件数で2.24件、令和5年度では総件数で333件、一人当たりの平均件数で2.47件となり、増加している。

国際研究プロジェクトへの参加状況では、令和4年度では10件、令和5年度では10件と横ばいであった。

国内外の学術賞等の受賞状況では、令和4年度では6件、令和5年度では5件であった。

出前講座のアンケートでは、大変満足と回答した者が、令和4年度では約84%、令和5年度では86%、令和6年度では約92%と高い満足度が得られており、「専門的な知見、分かりやすい実験、実物を基にした説明、面白いプレゼンを通して、地域の災害についての理解が深まり、関心が高まったことが、大きな成果である。」「障害に関する最新の情報、子どもへの具体的な支援方法、学級作り、保護者対応等、動画も交えながらとても分かりやすくお話しいただきました」「早速実践したい」「他の職員にも情報共有したい」など、理解が深まったという内容や実践に結びつける内容の評価も多く得られた（別添資料7－2－2－③）。

公開講座では、大変満足と回答した者が、令和4年度では約77%、令和5年度では約75%、令和6年度で約86%と高い満足度が得られており、「色々な身体の不思議な錯覚やその原理が知れて、楽しかったし、勉強になりました。自分の知らなかつたことが沢山学べました。」「絵本を子どもの時のように読む機会が少なくなっていた事と、再読みし、原文と合わせて読むことで新たな発見や解釈を見つけることができる貴重な

体験ができました。」など、新しい知識等の取得に結び付く内容の評価も多く得られた（別添資料7－2－2－④）。

（観点の達成状況についての自己評価：B）

学外の第三者が評価した査読付き論文数、学会等口頭発表等、国際研究プロジェクトへの参加状況、国内外の学術賞等の受賞状況、出前・公開講座のアンケートなどによる利用者の高い満足度と評価の内容から、研究の質が確保されていることを確認している。

また、科学研究費助成事業及び上越教育大学研究プロジェクトについては、上越教育大学リポジトリやホームページにより各報告書を公開し活動の成果を社会に還元している。

以上のことから、本観点を達成していると判断する。

（2）長所として特記すべき事項

該当なし

（3）改善を要する事項

該当なし

「国際交流」に係る自己点検・評価書

基準 8－1 海外との研究交流や海外での研究活動が適切に行われていること。

(1) 観点ごとの分析

観点 8－1－1 海外からの研究者の受入や教員の海外派遣が活発に行われていること。また、その際の支援制度が整っていること。

(観点に係る状況)

外国人研究者の受入れは、上越教育大学外国人研究者規程（別添資料 8－1－1－①）に基づき、国際交流推進センター運営委員会において受入れの可否について審議を行い、受入れを決定している。

過去 5 年間における海外からの研究者の受入れについては、以下の表（資料 8－1－1－A）のとおりである。

(資料 8－1－1－A) 過去 5 年間における海外からの研究者の受入れ実績

年 度	中 国	シ ン ガ ポ ー ル	ド イ ツ	チ ェ コ	イ タ リ ア	計
令和 3 年度						0
令和 4 年度	1		1	1	1	4
令和 5 年度	1	1				2
令和 6 年度						0
令和 7 年度				1		1

（出典 研究連携課）

中国からの 2 名の研究者については、長期間（1 年以上）の滞在により本学教員との研究や地域での交流活動を行った。

過去 3 か年（令和 4 年度～令和 6 年度）における研究者の派遣実績は、別添の表（別添資料 8－1－1－②）のとおりである。

令和 4 年度における研究者の海外派遣人数は、16 か国・地域、延べ 23 人である。そのうち 30 日以上の長期にわたる派遣は、科学研究費補助金による研究出張（1 件 1 か国）であった。

令和 5 年度における研究者の海外派遣人数は、20 か国・地域、延べ 32 人である。そのうち 30 日以上の長期にわたる派遣は、本学運営経費による研究出張（1 件 1 か国）及び私費による研究出張（1 件 延べ 2 か国）であった。

令和 6 年度における研究者の海外派遣人数は、17 か国・地域、延べ 33 人で、30 日以上の長期にわたる派遣はなかった。

本学は、社会のグローバル化に対応した教員養成を目的として、「海外との研究交流事業」（別添資料 8－1－1－③）を実施し、本学教員を海外に派遣又は海外の研究者を本学に招へいするための旅費を支援している。

これは、本学の協定校やその他の海外の大学・研究機関との研究交流を推進するため、本学教員を対象に研究テーマを募集し、海外派遣及び招へいのための旅費を支給して海外との研究交流を実施するものであ

る。研究テーマについては、「I. 本学の交流協定締結校との研究者交流（共同研究など）」、「II. 本学の中期計画及び本学が推進する事業の実施に関するもの」、「III. 新たな交流協定の締結が期待される大学（特に英語圏）との研究者交流」及び「IV. 若手研究者の国際学会等への参加」の4つのカテゴリーについて募集を行っている。令和5年度から、新型コロナウイルスの影響によって渡航が制限された数年の期間を勘案して、IVの応募対象となる若手研究者の年齢を45歳に引き上げた。

過去3か年の海外との研究交流事業における海外派遣及び招へいの応募・採択状況は、以下の表（資料8-1-1-B）のとおりである。

(資料8-1-1-B) 過去3年間における海外との研究交流事業における海外派遣及び招へいの応募・採択状況

年度	予算 (千円)	応募	採択	採択の内訳	
				派遣	招へい
令和4年度	300				
令和5年度	300	2	2	ドイツ 1	シンガポール 1
令和6年度	300	1	1	韓国 1	

(出典 研究連携課)

令和4年度は、新型コロナウイルスの影響で渡航が困難であるとの判断から、募集を行わなかった。上記事業の派遣採択者は以下の表（資料8-1-1-C）のとおり国際学会等で研究発表を行った。

(資料8-1-1-C) 過去3年間における海外との研究交流事業における海外派遣状況

年 度	派遣国	研究発表タイトル	発表学会等
令和5年度	ドイツ	ドイツ(ブランデンブルク州)の音楽科の教員養成について	—
令和6年度	韓国	シャドウィングプログラムにおける綴り字の干渉について	Laboratory Phonology 19/ Hanyang University, Seoul

(出典 研究連携課)

なお、大学教員が行う教育・研究・管理運営等の向上及び推進を目的として、大学教員の職務の一部を一定期間免除し、自らの研究に専念させるサバティカル制度を実施している（別添資料8-1-1-④）。

(観点の達成状況についての自己評価：B)

本学では、外国人研究者の受入れに関する規程を整備し、国際交流推進センターを中心に外国人研究者の適切な受入手続きを実施している。令和4年度以降は、延べ7名の研究者を受け入れており、その内2名は長期滞在による研究・地域交流活動を行った。

また、令和4～6年度の研究者海外派遣は延べ88名にのぼり、年ごとに多様な国・地域への派遣を実現している。30日以上の長期派遣や、学内の支援制度である「海外との研究交流事業」を活用した研究発表も実施されている。

令和2年度から令和3年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響により研究者の海外渡航は制限され海外派遣数はゼロであった。このように、一時的に活動が制限されたものの、規程整備、実績のある受入れ・派遣活動及び学内外の支援制度の活用等、国際交流活動を推進するための基盤は概ね整備されしており、実績を重ねている。

さらに、大学教員の職務の一部を一定期間免除し、自らの研究に専念させるサバティカル制度を実施している。

以上のことから、本観点を達成していると判断する。

観点8－1－2 国際共同研究が活発に行われていること。

(観点に係る状況)

1) 外部資金による海外との共同研究

科学研究費助成事業による研究「力強いペダゴギーを組み込んだケイパビリティ論の拡張による教科教員養成国際共同研究」において、海外からの研究者を招へいし、アメリカ合衆国における熟議民主主義教育の理論・実践に関する公開講演会を令和4年11月30日に学内で開催した（別添資料8－1－2－①）。

また、「大学と都市の相互浸透性に関する日仏比較関係史研究」においては、令和4年度に日仏両国での国際的なオンライン会議を通じて、それぞれの専門的立場から大学と都市の相互浸透性に関する政策形成の歴史と比較を議論し、研究課題に関わる学際的な研究基盤とネットワークの構築を図った。また、その翌年度には、フランスから2名の研究者を招へいして東京にて講演会（別添資料8－1－2－②）を開催した。その講演原稿は邦訳され、学会誌に掲載された。

2) 協定校等との研究交流

令和5年度、海外との研究交流事業を活用し、シンガポールの国立教育学院（National Institute of Education, Singapore）ビジュアル&パフォーミング・アーツ分野の准教授を招へいし、研究交流を実施した（別添資料8－1－2－③）。

招へいされた准教授は、地域文化と学校・大学との連携をテーマに長年研究を行っており、特にアジア地域の音楽教育に関する実績が豊富である。今回の招へいでは、本学の学生・教員を対象に、地域文化と教員養成を結びつける視点から講演が行われ、教員養成における国際的視野の涵養に貢献した。

受入れ教員は、この准教授と国際音楽教育学会等を通じて継続的な研究交流を行っており、令和6年3月にはシンガポールに赴き、国立教育学院にて意見交換を行っている。

これらの取組は、招へいと派遣を組み合わせた双方向型の研究協力で、将来的な協定締結や学生・教員の交流促進にもつながるものであり、本学における国際共同研究の一環として位置づけられる。

3) シンポジウムの開催

令和3年度に、大学間交流協定締結校である中国の北京師範大学と本学との共催で、「第9回中日教師教育学術研究集会」を開催した（別添資料8－1－2－④）。全体テーマは「パンデミック渦中及びその後の教師教育改革（Teacher Education Reform in and after the Pandemic Era）」であり、コロナ禍のためオンライン（Zoom）での開催であった。本研究集会は、両国の教育現場に活かすことのできる教師教

育システムの構築について具体的な改革案を提案し、教師教育の質的向上を目指すことを目的に隔年で日本相互に開催されている。

本研究集会では、林学長が「The Spread of Covid-19 Infection and Teacher Education in Japan」と題して基調講演を行った。その後、3つの分科会に分かれ、中国と日本の研究者及び学生の発表が行われた。

研究集会には、中日両国から約130名がZoomで参加し、分科会では研究発表を踏まえて活発な質疑応答や意見交換が行われ、両国の交流が深まる有意義な研究集会となった。

また、令和5年度に開催された「第10回中日教師教育学術研究集会」にも参加し、林学長が「予測不可能な社会変化と教師教育」と題して基調講演を行った（別添資料8-1-2-⑤）。

さらに、令和7年度には、本学が組織的研究に取り組んでいる「教員養成学」構築の一環として、海外研究者2名を含む5名の講師を招へいし、国際シンポジウム『グローカルに考える「教員養成学」研究の現在（いま）』を開催した。シンポジウムは対面とオンライン（Zoom）のハイブリッド形式で実施し、学内外から約100名の参加を得た（別添資料8-1-2-⑥）。

（観点の達成状況についての自己評価：B）

本学では、外部資金を活用した国際共同研究や、協定校との継続的な研究交流が実施されている。科学研究費助成事業では、アメリカやフランスの研究者と連携し、講演会や共同出版等を含む実践的な研究活動を行っている。その他、国際的なネットワーク構築を伴う研究が行われており、研究基盤の強化が図られている。

また、シンガポール国立教育学院との研究者招へい・派遣による双方向型の交流では、教員養成分野における国際的視野の涵養に加え、将来的な協定締結や人的交流の拡大も期待されている。この交流が元となり、令和6年度の短期海外研修プログラムでは、学生がシンガポールの南洋理工大学国立教育学院等を訪問した。

さらに、中国の北京師範大学との国際学術研究集会を定期的に開催しており、コロナ禍でもオンライン形式による活発な意見交換を行うなど、国際共同研究の持続的な展開が見られる。

そして、令和7年度開催の「教員養成学」構築に向けた国際シンポジウムにおいては、国内外の研究者による多角的な視点からの意見交換が行われており、本学における「教員養成学」研究のさらなる進展が期待される。

以上のことから、本観点を達成していると判断する。

（2）長所として特記すべき事項

本学では、外国人研究者の受入れ及び本学教員の海外派遣に関する体制が整備されており、学内規程や支援制度が機能している。特に、国際交流推進センターを中心とした審査・支援体制の下、外国人研究者の受入れが円滑に実施されている。

また、海外との研究交流事業や科学研究費助成事業等を活用した国際共同研究も展開されており、教員養成系大学としての専門性を活かして海外研究者と協働している。さらに協定校等との継続的な双方向交流、国際学術研究集会の開催、共同出版など、教育研究における実績が着実に積み重ねられている。これらの活動は、教員の国際的視野の拡大と研究力の向上に資するとともに、将来的な人的交流の基盤強化にもつながっている。

(3) 改善を要する事項

該当なし

基準 8－2 海外との教育交流、学生の海外研修及び留学生交流が適切に行われていること。

(1) 観点ごとの分析

観点 8－2－1 海外協定校との教育交流活動が活発に行われていること。また、そうした活動を奨励する方針が策定されていること。

(観点に係る状況)

本学では、第4期中期目標として、「様々なバックグラウンドを有する人材との交流により学生の視野や思考を広げるため、性別や国籍、年齢や障害の有無等の観点から学生の多様性を高めるとともに、学生が安心して学べる環境を提供する。」と定めている。この目標に基づき中期計画 151 を策定し、海外の協定校との交流を継続的に実施している（別添資料 8－2－1－①）。令和 7 年 5 月時点での本学の協定校は、7 か国・地域の 10 大学（資料 8－2－1－A）である。

（資料 8－2－1－A）海外の交流協定校（令和 7 年 5 月現在）

大学等名	国名・地域名	協定締結年月
哈爾濱師範大学	中国	平成 7 年 8 月
韓国教員大学校	韓国	平成 8 年 12 月
アイオワ大学教育学部	アメリカ合衆国	平成 10 年 6 月
北京師範大学	中国	平成 13 年 11 月
チャナッカレ・オンセキズ・マルト大学	トルコ	平成 17 年 12 月
国立嘉義大学	台湾	平成 18 年 10 月
内蒙古民族大学	中国	平成 18 年 10 月
カレル大学	チェコ	平成 27 年 4 月
国立清華大学	台湾	平成 29 年 11 月
ブランドンブルク工科大学	ドイツ	令和 3 年 6 月

（出典 研究連携課）

これらの協定校との交流を推進するため、国際交流推進センター内に協定校交流推進専門部会を置いて業務を所掌している。協定校ごとにアドバイザーの教員を配置し、各種交流の連絡調整を行うとともに、留学を希望する学生の相談に対応できるようにしている。

国際交流推進センターでは、協定校への留学説明会、海外教育（実践）研究、協定校との交流プログラムなどの具体的な取組について国際交流事業計画を策定し、海外協定校との教育交流活動を推進している。

これらの協定校とは、一部を除き、学生交流に関する協定書・覚書を取り交わしており、検定料、入学料、授業料を互いに不徴収とした 1 年以内の短期留学生の派遣・受入れを行っている。

過去 5 か年の留学生の派遣・受入れの状況は、表（8－2－1－B）のとおりである。

（資料 8－2－1－B）過去 5 年間の短期留学生の派遣・受入れの状況

大学名	区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
哈爾濱師範大学	派遣					

	受入				1	2
チャナッカレ・ オンセキズ・マ ルト大学	派遣					
	受入	1	1	1	1	1
国立嘉義大学	派遣					
	受入	1	1			
内蒙古民族大学	派遣					
	受入					2
カレル大学	派遣				1	1
	受入					
国立清華大学	派遣					
	受入					1
計	派遣				1	1
	受入	2	2	1	2	6

(出典 研究連携課)

短期留学生の派遣・受入れについては、独立行政法人日本学生支援機構による支援制度の活用や、協定校間での学費免除の取り決め等を通じて、受入れ・派遣体制が整えられている。派遣については、日本学生支援機構が行っている海外留学支援制度を利用しており、協定校への短期留学を希望する学生がいる場合は同制度へ申請し、派遣枠の採択があった場合に、当該派遣留学希望者に対し国際交流推進センターが面接等による選考を行い、派遣留学生を決定している。令和6年度にカレル大学へ留学した大学院生は、本制度を利用した。

令和2年度から令和5年度にかけては、新型コロナウィルス感染症の影響により、学生の海外派遣が実施できない状況が続いたが、令和6年度にはカレル大学への派遣が再開され、令和7年度には学部生1名が留学し、今後も派遣拡大が期待される。

また、派遣については、毎年学生向けに留学説明会（別添資料8-2-1-②）を開催し、協定校の紹介、協定校に留学した学生の留学体験談の発表、上述の海外留学支援制度に基づく短期留学生の募集案内、「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」などの留学に関する奨学金の案内を行っている。さらに、令和6年度には、独立行政法人国際交流基金と日本語パートナーズ派遣事業教職志望学生推薦プログラムに関する協定を締結し、学内で本プログラムの募集を行った。令和6年度は1名の応募があり、学内選考を経て国際交流基金に推薦した結果、採択となった。当該学生は、令和6年度に修了し、令和7年8月にインドネシアへ派遣される予定である。本事業は、通常の留学とは異なるものであるが、教師となる志のある学生を対象とした特別プログラムであり、海外での活動を希望する学生にその機会を提供することができるものである。

なお、協定校への短期留学を推進するため、上越教育大学基金の「上越教育大学派遣留学生助成事業」（別添資料8-2-1-③）により、留学費用援助のための奨学金の給付を行っている。

一方で、協定校からの受入については、コロナ禍においても一定の期間を除いてコンスタントに実施されており、特にトルコのチャナッカレ・オンセキズ・マルト大学との間で安定した受入れ実績が継続している。

令和元年度から、大学間交流の一層の推進と留学生支援の充実に資するため、交流協定校を卒業して本学大学院へ入学する学生の入学料及び検定料を免除している。交流協定校には、毎年度この入学特典について周知し、本学への留学生の派遣を推進している。受入れの実績は「令和元年度 1名、令和2年度 1名、令和4年度 2名」である。

また、ホームページ上に日本語と英語及び中国語併記の「留学案内」（別添資料8-2-1-④）をそれぞれ掲載しており、協定校からの留学希望者に情報提供を行っている。

協定校との教育交流事業としては、留学生の派遣・受入れ以外には、学部及び大学院の授業科目として実施されている「海外教育（実践）研究」がある。「海外教育（実践）研究」は、協定校訪問を含む短期の海外研修プログラムとして実施しているが、これについては、観点8-2-2の項において詳述する。

このほか、協定校からの短期プログラムの受入れを行っている。直近の受入れ状況は、次の表のとおりである。

（資料8-2-1-C）直近の協定校からの短期プログラムの受入れ状況

年度	受 入 大 学	日 程	訪 問 者
令和元年度	韓国教員大学校	7月2日～7月5日	学生9名、引率者1名
令和5年度	アイオワ大学	5月16日～5月24日	学生8名、引率者5名
令和7年度	韓国教員大学校	6月17日～6月19日	学生6名、引率者2名

（出典 研究連携課）

令和2年度以降は、新型コロナウイルスの影響で受入れの実績も少なくなったが、令和5年度にはアイオワ大学（アメリカ）から学生・教員の訪問団を受け入れた。このプログラムで、アイオワ大学の訪問団は本学附属小学校、上越市内の中学校、高等学校を訪問し授業実践を行い、本学においては、アイオワ大学の引率教員の専門分野に関する特別講義を実施した。また、春日山城跡等を訪れて市内観光を行い、学生らは3泊4日のホームステイも体験した。

さらに、令和7年度には韓国教員大学校からの学生・教員の訪問団を受け入れ、本学附属中学校において授業実践を行ったほか、大学構内の見学や学生間の交流活動も実施した。これらの受入れプログラムでは、授業実践や学生交流、市内見学などを通じ、お互いに教育的意義の高い活動が行われている。

（観点の達成状況についての自己評価：B）

本学では、7か国・地域の10大学との交流協定に基づき、学生の派遣・受入れの体制を整備し、短期留学や教育交流プログラムを継続的に実施している。新型コロナウイルス感染症の影響により一部の活動に制限が生じたものの、令和6年度にはカレル大学への派遣が再開され、令和7年度も派遣が予定されているなど、国際交流の再活性化が見られる。

協定校からの受入れについては、コロナ禍の中でも一定の期間を除き継続しており、とりわけトルコのチャナッカレ・オンセキズ・マルト大学をはじめとする協定校との安定的な交流が実現している。また、令和5年度にはアイオワ大学から、令和7年度には韓国教員大学校からそれぞれ訪問団を受け入れて、本学附属小・中学校との連携による授業実践や地域交流、ホームステイ体験など、教育的意義の高い活動が展開された。

以上のことから、本観点を達成していると判断する。

観点 8－2－2 学生の短期海外研修が定期的に行われていること。

(観点に係る状況)

本学における学生の短期海外研修として、学部及び大学院にそれぞれ開設されている授業科目「海外教育（特別）（実践）研究 A～D」がある（資料 8－2－2－A）。

(資料 8－2－2－A) 学部及び大学院に開設されている授業科目「海外教育（特別）（実践）研究」

【学 部】異文化理解科目 実習 2 単位、選択科目
・海外教育研究 A（オーストラリア）
・海外教育研究 B（アメリカ合衆国）
・海外教育研究 C（韓国）
・海外教育研究 D（台湾）
【大学院（修士課程）】（※令和 3 年度入学者まで）
その他の領域に関する科目 実習 2 単位、選択科目
・海外教育特別研究 A（オーストラリア）
・海外教育特別研究 B（アメリカ合衆国）
・海外教育特別研究 C（韓国）
・海外教育特別研究 D（台湾）
【大学院（専門職学位課程）】
プロフェッショナル科目 実習 2 単位、選択科目
・海外教育実践研究 A（オーストラリア）
・海外教育実践研究 B（アメリカ合衆国）
・海外教育実践研究 C（韓国）
・海外教育実践研究 D（台湾）

（出典 研究連携課）

過去 6 か年の実施状況は、以下の表（資料 8－2－2－B）のとおりである。

(資料 8－2－2－B) 過去 6 年間の学生の短期海外研修授業科目の実施状況

年 度	科目	訪 問 先	参加学生数			引率 教員
			学 部	大学院	計	
令和 2 年度	D	国立嘉義大学（オンライン）	2	6	8	
令和 3 年度	A	ウェストミンスター・スクール（オンライン）	1	3	4	
	D	国立嘉義大学（オンライン）	1	7	8	
令和 4 年度	D	国立嘉義大学	3	7	10	3
令和 5 年度		未実施				
令和 6 年度	C	韓国教員大学校	4	2	6	2
令和 7 年度	D	国立嘉義大学（予定）				

(出典 研究連携課)

本授業科目は、海外の教育機関での短期間の活動を通じて、その国の教育の実態及びその背景をなす文化に直接触れ、自国とは異なる教育の制度・内容等の理解を深め、教育者として必要とされる広い視野や高い見識及び豊かな人間性の育成を図ることを目的としている。協定校との交流や、現地の初等中等教育機関での授業参観・授業実践、さらには文化施設等の見学を含むプログラムで構成されている。中でも、現地の子どもたちとの授業実践は、日本文化の学習、体験学習など多岐にわたり、参加学生が異なる教育現場を経験し、直接的な国際交流を行う貴重な機会となっており、プログラムの中心要素として位置づけられている。約10日間の海外研修の他に、語学学習を含めた事前学習と授業準備から帰国後の報告書作成、プレゼンテーションを伴う報告会までを授業内容としている。

また、授業に関わる渡航の準備や事後報告会などを国際交流推進センターが支援し、科目担当教員が責任をもって行っている。開講にあたっては、協定校との連携状況や教育的意義を踏まえて、協定校交流推進専門部会において審議・決定されている。

令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により海外への渡航ができなかつたため、協定校の協力を得て、オンラインによる授業実践を実施した。オンライン会議システムを用いて、協定校の附属小学校等の生徒と授業実践を通して交流した。このことは、マスメディアにも取り上げられ、紹介された。

また、令和6年度には、6年ぶりに韓国教員大学校を訪問し、同大学の附属小学校で授業実践や文化研修を行った。

海外教育（特別）（実践）研究のほかに、主に海外の文化に触れる目的として、全学向け自由参加（単位なし）のプログラムとして短期海外研修プログラムを実施している。直近の実施状況は、以下の表（資料8-2-2-C）のとおりである。

（資料8-2-2-C）直近の学生の短期海外研修プログラムの実施状況

年 度	訪 問 先	参加学生数			引率 教員
		学 部	大 学 院	計	
令和4年度	イギリス	9	3	12	3
令和6年度	シンガポール	8	3	11	2

(出典 研究連携課)

（観点の達成状況についての自己評価：B）

協定校との連携に基づいて、授業科目である「海外教育研究」を継続的に実施している。コロナ禍の時期においても、オンラインによる実践的な研修方法を取り入れるなど、柔軟な対応を行いながら教育交流を継続してきた。令和6年度には対面での研修が再開され、協定校の附属学校における授業実践等を通じて、学生の異文化理解や教育的視野の拡充に資する取り組みが行われた。

また、正規の授業科目とは別に、文化体験を中心とした短期海外研修プログラムも並行して実施しており、多様な形式で学生の国際経験の機会を確保している。

以上のことから、本観点を達成していると判断する。

観点 8－2－3 異文化理解に関する教育が行われていること。

(観点に係る状況)

本学学校教育学部の教育課程では、「異文化理解科目」（資料 8－2－3－A）の授業科目が開設されており、異文化理解と異文化理解のために必要とされる外国語コミュニケーション能力の育成が図られている。

(資料 8－2－3－A) 令和 7 年度学部「異文化理解科目」開講授業科目

授業科目名	単位数及び授業方法※	必修・選択等の区分	標準履修年次	R6 単位取得者数	R7 受講者数
コミュニケーション英語 A I	P1	必修	1 年次	169	176
コミュニケーション英語 A II	P1	必修	1 年次	169	173
コミュニケーション英語 B I	P1	必修	1 年次	165	176
コミュニケーション英語 B II	P1	必修	1 年次	171	173
コミュニケーション英語 C I	P1	必修	2 年次	168	169
コミュニケーション英語 C II	P1	必修	2 年次	170	168
ドイツ語・ドイツ教育事情	L1・S1	選択	1 年次	(休講)	(休講)
中国語・中国事情	S2	選択	1 年次	2	4
ロシア語コミュニケーション	S2	選択	1 年次	3	(休講)
国際理解教育入門	S2	選択	1 年次	48	102
フランス教育文化事情	S2	選択	1 年次	94	136
スラブ文化事情	L1・S1	選択	1 年次	13	(休講)
国際交流セミナー	S2	選択	2 年次	6	6
文化的言語的に多様な子どもの教育支援	L1	選択	2 年次	(休講)	8
海外教育研究 A	P2	選択	1 年次	(休講)	(休講)
海外教育研究 B	P2	選択	1 年次	受講者なし	受講者なし
海外教育研究 C	P2	選択	1 年次	4	(休講)
海外教育研究 D	P2	選択	1 年次	(休講)	11

※授業方法欄に示す記号 L：講義 S：演習 P：実験・実習・実技

(出典 教務課)

上記授業科目のうち、海外教育研究 A、海外教育研究 B、海外教育研究 C、海外教育研究 D 及び国際交流セミナーは、国際交流推進センターの支援のもと関係教員が担当している。

本学大学院学校教育研究科（専門職学位課程）では、「プロフェッショナル科目」に授業科目（資料 8－2－3－B）が開設されており、異文化理解が図られている。一部の科目は、国際交流推進センターが担当している。

(資料 8－2－3－B) 令和 7 年度大学院専門職学位課程「プロフェッショナル科目」異文化理解に関する開講授業科目

授業科目名	単位数及び授業方法※	必修・選択等の区分	R6 単位取得者数	R7 受講者数
海外教育実践研究 A	P2	選択	(休講)	(休講)
海外教育実践研究 B	P2	選択	受講者なし	受講者なし
海外教育実践研究 C	P2	選択	2	(休講)
海外教育実践研究 D	P2	選択	(休講)	受講者なし

※授業方法欄に示す記号 L：講義 S：演習 P：実験・実習・実技

(出典 教務課)

上記授業科目は、国際交流推進センターの支援のもと関係教員が担当している。

教育課程における授業科目以外にも、異文化理解を深めるためのプログラムとして、前項までで述べた協定校との教育交流活動や学生の短期留学（観点 8－2－1 の項参照）があり、これらのプログラムについては、新入生オリエンテーション、留学説明会などの機会を通じて学生への周知を行っている。

また、学内における国際交流行事などにおいても、学生の積極的な参加を求め、外国人との直接的な交流の機会を設けることで、異文化理解及び外国語コミュニケーション能力の育成を図っている。具体的な事例としては、アイオワ大学や韓国教員大学校の受け入れ時に、交流参加学生の募集を行った。また、留学生による語学講座や留学生・日本人学生・教職員等が集まって世界の文化・生活・言葉などを語り合う「世界を語ろう！」にも学生の参加を募った。「世界を語ろう！」の過去 3 年間の参加者（留学生、日本人学生、教職員）は、令和 4 年度 32 人（全 3 回）、5 年度 30 人（全 2 回）、6 年度 23 人（全 2 回）であった。

このほか、国際交流ファシリテーター養成事業を新潟県国際交流協会と業務委託契約を締結し、実施している（別添資料 8－2－3－①）。本事業は、授業等で国際理解教育及びワークショップに関する研修を受けた学生が、新潟県国際交流協会から認定を受け、近隣の小・中・高校に出向いて様々なテーマで国際理解や環境教育、異文化理解に関するワークショップを行うものである。県内の複数の大学が参加しており、本学学生の参加状況は、以下の表（資料 8－2－3－C）のとおりである。

(資料 8－2－3－C) 国際交流ファシリテーター養成事業の参加学生数

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
参加学生数	16	6	7	14	5	8

(出典 研究連携課)

(観点の達成状況についての自己評価：B)

異文化理解に関する科目が多数開設されており、多くの学生が受講し単位を取得している。また、協定校との受け入れプログラムや、留学生との交流行事の実施など、授業外の活動も通じて、学生が直接異文化に触れる機会を積極的に提供している。

さらに、地域の教育現場で異文化理解を広げる国際交流ファシリテーター養成事業にも継続的に参加しており、異文化理解教育の推進に貢献している。

以上のことから、本観点を達成していると判断する。

観点 8－2－4 外国人留学生を積極的に受入れていること。また、支援制度・設備が整っていること。

さらに、外国人留学生と地域の交流を深めるための支援制度があること。

(観点に係る状況)

外国人留学生の過去 5 年間の在籍状況は以下の表（資料 8－2－4－A）のとおりである。

（資料 8－2－4－A）過去 5 年間の外国人留学生の在籍状況（各年度 5 月 1 日現在）

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
博士課程学生	3	2	3	2	2
修士課程学生	16	8	2	0	0
専門職学位課程	2	9	13	10	12
学部学生	0	0	0	0	0
特別聴講学生	1	3	1	2	5
特別研究学生	1	1	0	0	1
研究生	9	10	5	7	6
計	32	33	24	21	26
うち協定校受入れ	2	2	1	2	6

（出典 研究連携課）

新型コロナウイルスの影響により、海外からの日本への入国が困難になった時期があったが、令和 2 年 9 月には、「外国人留学生の受入れに係る新型コロナウイルス感染症対策」を策定し、受入れ体制を整備した（別添資料 8－2－4－①）。また、入国できない留学生に対しては、オンライン指導を行い、修学・研究の機会を確保した。

令和 3 年度には、大使館推薦による国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）において、日本と日系コミュニティを持つ国との架け橋になることが期待される人材を募集する「日系人材」で、ブラジルから 2 名の留学生を受け入れた。

ホームページ上に日本語と英語及び中国語併記の「留学案内」（別添資料 8－2－1－③再掲）をそれぞれ掲載・公開している。また、帰国外国人留学生ネットワークのホームページに行事等の情報を毎月発信することにより、留学生の受入れ促進を図っている。

外国人留学生の支援制度・設備に関しては、「修学支援」「生活支援」「日本語支援」「連携支援」の 4 つの目標を柱に具体的な支援を行ってきた（別添資料 8－2－4－②）。また、支援目標と具体策についての理解と協力を求めるために、外国人留学生及びチューターにも説明会を実施している。

国際交流推進センターにおいて外国人留学生支援の業務を行う留学生支援専門部会では、毎年度当初に各支援担当と用務分担を決め、業務にあたっている（別添資料 8－2－4－③）。

留学生に対して実施している主な支援制度は以下のとおりである。

- 留学生交流プラザを学習や交流の場として設置している。担当の職員が 1 名常駐しており、留学生の日々の生活や修学に関する相談に対応している。
- 留学生の意見を聴取し、学生・教職員と留学生の親睦を深め、相互理解を図ることを目的として「外国人留学生との意見交換会」を実施している。留学生からの要望に対応し、問題解決に努めている（別添資料 8-2-4-④）。
- 日本人学生が外国人留学生に対して、学習・研究支援を中心に日本語支援、日常の世話などを行うチューター制度がある。渡日 1 年以内の留学生と上越市以外から入学した留学生に対して配置するチューターについては、令和 7 年度から年間の支援時間を拡充した。その他、日本語学習指導チューターや、学校実習での活動等を支援する学校実習チューターを配置し、大学院学生が留学生に個別に日本語指導等を行い、留学生の日本語能力や学校実習の質の向上を図っている。
- 私費外国人留学生に対し、上越教育大学基金による「上越教育大学私費外国人留学生奨学事業」を実施し、年額 5 万円を 10 人に給付している（別添資料 8-2-4-⑤）。
- 外国人留学生の日本語に対する不安を取り除き、日本語能力の向上を図るとともに、日本文化等の理解が一層可能となるよう支援し、専門教育の理解の充実を図るため、日本語補講を実施している。
- 日本語検定協会が実施する「J. TEST 実用日本語検定」の受験を外国人留学生に課している。本検定は日本語を母語としない外国人の日本語能力を客観的に測定できる試験として実施されており、毎回難易度が一定であるため、複数回受験することにより日本語能力の進歩がわかりやすい試験である。本検定の結果にあわせた日本語支援を行うことで、各外国人留学生の日本語能力の向上を図っている（別添資料 8-2-4-⑥）。受検率の低下等の理由により令和 7 年度から受験を必修としないこととなった。
- 国際学生宿舎を提供して留学生の住環境を整備し、アパート等を借りる際の保証人問題や経済的負担などに留学生が煩わされることのないよう、かつ安心安全な生活に配慮している。

外国人留学生と地域との交流を深めるための支援については、公益社団法人上越国際交流協会と連携し、外国人留学生が上越国際交流協会の活動に参加するなどして、市民との交流などを行っている。また、日頃から本学の国際交流活動及び外国人留学生等の支援に協力いただいている地域の方々と本学教職員・留学生等が意見交換を行い、本学の国際交流推進に役立てるとともに相互の親睦を深めることを目的とした「上越教育大学国際交流のつどい」（別添資料 8-2-4-⑦）を毎年 3 月に実施し、留学生の学修発表や懇親会で地域の方々との親睦を深めている。令和元年度から令和 3 年度までは、新型コロナウイルスの影響で中止となったが、令和 4 年度は Zoom を利用してオンラインで実施し、令和 5 年度からは、対面とオンラインを併用したハイブリッドの形式で実施している。Zoom を利用することで、本学を修了して帰国した留学生や遠方の地域の方などが参加できるようになった。

また、留学生が自国の紹介などを行い、日本人学生・地域の方々と語り合う機会として、「留学生が語る／留学生と語る会」を開催している。毎年それぞれのテーマに合わせて留学生が発表を行い、地域の方々から意見をいただくことにより交流を深めている。令和 6 年度は、「各国の防災について語り合おう」をテーマとして、防災食を作る体験や、留学生が自国の災害や防災の取り組みなどをポスターで発表した（別添資料 8-2-4-⑧）。

本学の外国人留学生を地域の学校等に派遣し、学校現場の国際理解教育に資するとともに、留学生の日本や上越地区に対する理解を深める交流事業となることを目的とした「国際理解教育派遣プロジェクト」（別添資料 8-2-4-⑨）を実施しており、近隣の学校からの異文化理解及び国際交流の学習を行うことを目的とした依頼により、留学生を派遣している。令和 4 年度～6 年度には、上越市内の小・中学校・高等学校

のほか、新潟県立看護大学での講演や上越国際交流協会から小・中学生向けイベントの依頼があり、延べ 20 校を訪問した。留学生は各回 1～4 名で訪問し、自国の紹介などを行い生徒と交流した。

上越市には外国人労働者を多く雇用している企業があり、上越地域在住の日本語以外の言語を家庭言語（家族と会話する際に使用する言語）や第一言語とする児童生徒も多い。この児童生徒らを対象として、本学の学生と留学生が支援者となり、児童生徒の状況に応じた言語学習と教科学習の支援を、公益社団法人上越国際交流協会及び上越市教育委員会等と連携し、「外国につながる子どもたちへの修学支援事業」として、平成 22 年度から実施している（別添資料 8-2-4-⑩）。この事業には、母語による家族との意思疎通がスムーズではない児童生徒に対して、留学生が母語の学習を支援する活動もある。本事業により、地域との異文化交流、児童生徒らの学習支援が日常的に行われている。

（観点の達成状況についての自己評価：B）

本学では、外国人留学生の受入れに際して、新型コロナウイルス感染症の影響下においても受入れ体制を整備し、オンライン指導の導入など柔軟な対応を行ってきた。近年は、特別聴講学生としての入学者を中心に、協定校からの受入れも徐々に拡大している。

修学・日常生活支援、日本語補講、チューター制度、奨学金給付、宿舎の提供など、多面的なサポート体制が整備されており、留学生の安定した生活と学修を支えている。また、「国際交流のつどい」や「国際理解教育派遣プロジェクト」など、地域との交流を深める活動も継続的に実施されており、外国人留学生の地域社会との交流も促進されている。

以上のことから、本観点を達成していると判断する。

（2）長所として特記すべき事項

本学では、協定校との連携に基づく「海外教育研究」や「短期海外研修」を継続して実施しており、授業実践や現地学校との交流を通じて、学生の教育的視野と異文化理解を深める機会を提供している。

また、派遣・受入の両面において着実に国際教育交流が行われており、特に外国人留学生に対しては、日本語補講やチューター制度、宿舎の提供など、生活・学修の両面からの支援体制が整備されている。

加えて、地域住民との交流機会の創出にも積極的に取り組んでおり、留学生の行事の一つである「国際交流のつどい」等を通じて留学生と地域とのつながりを促進している点は、本学の特色の一つといえる。

（3）改善を要する事項

該当なし

基準 8－3 国際交流を推進する組織が設置され、機能していること。

(1) 観点ごとの分析

観点 8－3－1 国際交流を推進する組織が設置され、本学の国際交流の目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められていること。

(観点に係る状況)

本学の特色を活かし、国際的な学生交流及び学術交流の推進並びに教育研究の充実を図るとともに、学校及び地域社会等との連携により、国際的視野を持った人材を養成することを目的として平成 26 年度に国際交流推進センターが設置された（別添資料 8－3－1－①、8－3－1－②、8－3－1－③、8－3－1－④）。

国際交流推進センターは、センター長、専任教員、国際交流推進センターに兼務する教員、協定校アドバイザー、その他必要な職員により組織されている（別添資料 8－3－1－⑤）。

国際交流推進センターの業務内容は、次のとおりである。

- (1) 国際戦略及び国際交流に係る基本方針に関すること。
- (2) 大学間交流協定等の締結に関すること。
- (3) 大学間交流協定校等との学生交流及び研究者交流に関すること。
- (4) 学校や地域と連携した留学生交流及び学術交流に関すること。
- (5) 外国人留学生の受入及び教育に関すること。
- (6) 学生の海外派遣に関すること。
- (7) 学生の異文化理解教育に関すること。
- (8) 研究者交流に関すること。
- (9) 国際交流の推進に係る研究開発及び各種プロジェクト等に関すること。
- (10) その他国際交流センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

これらの業務内容について、協定校交流推進専門部会及び留学生支援専門部会の二つの部会が分掌し、年間を通して実務を遂行している。

国際交流推進センターに設置されている国際交流推進センター運営委員会において毎年度審議して策定している「上越教育大学国際交流事業計画」は、国際交流推進センターの業務内容に基づき、国際交流関係、留学生関係、国際貢献活動関係の三つの分類により構成されており、それぞれ具体的な内容を明確に示している（別添資料 8－3－1－⑥）。

当該計画では、海外教育（実践）研究、学生や教員の海外派遣をはじめ、留学生に対する生活・学修支援、留学生向けの各種行事、外国につながる子どもたちへの修学支援事業など、国際交流推進に関わる全学的な活動を体系的に整理している。これに基づき、国際交流推進センターが中心となり、計画的に事業を展開している。

(観点の達成状況についての自己評価：B)

本学の国際交流、留学生交流の充実・発展のための中心的な役割を担う国際交流推進センターが設置されており、関係委員会の整備、国際交流事業の具体的な年間計画の策定が行われ、センターの目的である国際的な学生交流及び学術交流の推進、教育研究の充実、地域社会等との連携、国際的視野を持った教員の養成を行うための体制が整っている。

以上のことから、本観点を達成していると判断する。

観点 8－3－2 計画に基づいた活動が適切に実施されていること。また、活動の実績及び学生等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっていること。

(観点に係る状況)

国際交流推進センターの基本方針に基づき「上越教育大学国際交流事業計画」を毎年度策定し、ホームページ上に掲載し周知するとともに、計画に沿って実施している。

令和4年度から令和6年度までに国際交流推進センターが実施した主な事業は、次のとおりである。

1) 外国人留学生の交流事業

外国人留学生との意見交換会、留学生スキーのつどい、バスツアー（日本文化研修）、留学生が語る／留学生と語る会、国際交流のつどい、国際理解教育派遣プロジェクト

2) 外国人留学生支援のための事業

留学生オリエンテーション、日本語補講の実施、留学生チューターの配置、留学生の交通安全教室の実施、J.TEST 実用日本語検定の実施、奨学金説明会の実施、買い物バスの運行、入国管理局への取次申請

3) 学生の海外留学推進及び海外研修事業

留学説明会、海外教育（特別）（実践）研究及び短期海外研修プログラムの実施・事後アンケートの実施、海外留学支援制度による派遣留学生の募集・選考

4) 海外協定校等との交流事業

交流協定更新締結（令和4年度：国立清華大学、令和6年度：ブランデンブルク工科大学）、交流協定終了（令和4年度：ヴォー州教育大学）、アイオワ大学訪問団の受入れ

5) 海外との研究交流推進のための事業

学内公募による教員の海外との研究交流事業（派遣・招へい）、外国人研究者の受入れ

6) その他

外国につながる子どもたちへの修学支援事業・事後アンケートの実施、日中教師教育学術研究集会の共催（日本側の主催）及び研究誌（プロシーディングス）の発行、東アジア教員養成国際シンポジウムへの参加、国際交流・外国人留学生に関する情報発信を目的とした「国際交流のひろば」の発行

令和6年度に実施した海外教育（実践）研究C及び短期海外研修プログラムにて、帰国後に参加学生を対象にしたアンケートを行い、設問「今回の研修に参加したことにより、自国とは異なる文化等に対する理解が深まりましたか。」において、参加学生全員から肯定的な回答を得た。また、令和6年度に「外国につながる子どもたちへの修学支援事業」に参加した学生へのアンケートでは、設問「本事業での支援活動に携わる前と後を比較し、ご自身の異文化や多文化への理解が深まるなど変化があったと思いますか。」において、肯定的回答が91.3%に上り、異文化への理解度が向上していることを確認した（別添資料8-3-2-①、8-3-2-②、8-3-2-③）。

(観点の達成状況についての自己評価：B)

国際交流推進センターの基本方針に基づいた事業計画を毎年度策定し、学内外に周知したうえで、計画に沿った多様な事業を実施している。海外教育（特別）（実践）研究や短期海外研修プログラムは、事後ア

ンケートでも満足度が高く、異文化理解が深まり視野が広がったとの回答も多い。また、外国につながる子どもたちへの修学支援事業において、支援に参加した学生に実施したアンケートでは、自身の異文化や多文化への理解が深まるなどの変化があったかどうかの設問に対して、肯定的な回答が多数あり、学生の異文化理解の向上が図られている。

以上のことから、本観点を達成していると判断する。

観点 8－3－3 国際交流を担当する教職員が配置されていること。

(観点に係る状況)

国際交流推進センターに平成 27 年 10 月から専任教員 1 名を配置している（令和 4 年度～令和 6 年度は 2 名配置）。専任教員は「海外教育（特別）（実践）研究」の企画立案、授業の実施、協定校からの受入れに係る連絡調整などの業務を担当している。特に「海外教育（特別）（実践）研究」は、関係する協定校のアドバイザーと協力し、日程や授業内容の検討、現地での授業実践に係る指導、協定校担当者との意見交換などを行っている。また、研究連携課国際交流・地域連携チームには、国際交流と留学生を担当する常勤職員 2 名、非常勤職員 2 名を配置し、海外派遣プログラム、協定校の受入れ、留学生の受入れや各種行事の実施に係る事務手続きのほか、外国につながる子どもたちへの修学支援事業に係る業務を行っている。さらに、留学生交流プラザに非常勤職員 1 名を常駐させ、留学生へのきめ細かい対応を行っている。

(観点の達成状況についての自己評価：B)

専任教員及び兼務教員、並びに常勤職員及び非常勤職員を配置し、海外派遣プログラムに関する先方との連絡調整、授業の実施など適切に行っている。また、一週間に一度、専任教員と職員との定例ミーティングを開催し、情報共有を行いつつ国際交流事業を円滑に進めている。

以上のことから、本観点を達成していると判断する。

観点 8－3－4 国際交流活動の改善のための取組が行われていること。

(観点に係る状況)

国際交流活動の質的向上を目指し、以下のような改善の取組を段階的に実施している。

まず、学生の国際的視野を広げる機会として、主に海外の文化に触れることを目的とした短期海外研修プログラムを新たに企画・実施した。令和 4 年度にはイギリス、令和 6 年度にはシンガポールへの研修を実施し、いずれも教育的背景の理解や文化交流の機会を重視した内容となっており、参加学生の国際理解の深化に資する成果を上げている。

また、外国人留学生の修学・生活支援の充実を図るため、令和 7 年度からチューター制度の年間の支援時間を一部拡充し、サポート体制をより手厚くした。新型コロナウイルス感染症の影響下においても、留学生の受入れ体制を整備し、オンライン指導を導入して柔軟かつ安全な対応を行った。これにより、留学生が安心して学修を継続できる体制が維持された。

さらに、協定校との交流を活発化させるため、協定校出身の学生が本学大学院へ進学する際の入学料及

び検定料を免除する制度を令和元年度に導入し、継続的にその周知を行っている。これにより、協定校からの進学希望者の受け入れ促進に努めている。

(観点の達成状況についての自己評価：B)

本学学生に対する国際交流の機会や留学生受け入れのための支援体制の改善を図りながら実施している。これらの改善策は、国際交流活動の裾野を広げるとともに、日本人学生と留学生の双方にとってより良い教育環境の整備につながっている。

以上のことから、本観点を達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

国際交流推進センターを中心とした組織的な体制のもと、国際戦略や基本方針に沿った活動計画が毎年度策定され、着実に実施されている。加えて、専任教員と常勤職員だけでなく兼務教員や非常勤職員らが連携し、教育交流・研究交流の両面で多様な取組が展開されている。近年では、国際交流の機会や支援体制の充実を目的として、短期海外研修プログラムの新規実施や、チューター制度の見直し等に取り組んでおり、国際交流活動の継続的な発展に寄与している。

(3) 改善を要する事項

該当なし

「地域貢献活動」に係る自己点検・評価書

基準 9－1 本学の目的に照らして、地域貢献活動（正規課程の学生以外に対する教育サービスを含む。）が適切に行われ、成果を上げていること。

(1) 観点ごとの分析

観点 9－1－1 本学の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められていること。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されていること。

(観点に係る状況)

上越教育大学憲章において「社会への貢献」として、「学術文化の中心として、教育研究成果を社会に還元し、地域と共に学びの場を創造します。」と宣言している。

また、本学の第4期中期目標では、「社会との共創」として、「人材養成機能や研究成果を活用して、地域の教育や文化の発展を牽引し、地域の学校現場における課題解決のために、地方自治体や教育委員会等の教育関係機関と連携し、地域社会の発展に貢献する。」と掲げ、第4期中期計画において、「本学の人的資源及び教育研究成果等を活用し、教育関係者をはじめ、広く地域社会を対象とした出前講座等を積極的に実施し、地域の教育や文化の発展に寄与する。」こととしている。

そのため、地域との連携に組織的・総合的に取り組み、かつ、積極的に推進することを目的として、地域連携推進室を設置している。同推進室の室長には学長が指名する理事又は副学長をもって充て、推進室の業務（資料 9－1－1－A）を統括している。

(資料 9－1－1－A) 国立大学法人上越教育大学地域連携推進室規程（抜粋）

(業務)

第3条 推進室においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域との連携推進に係る企画立案に関する事項。
- (2) 地域との連携推進に係る連絡調整に関する事項。
- (3) 基幹的な地域連携推進事業に関する事項。
- (4) 公募型地域貢献事業に関する事項。
- (5) 出前講座に関する事項。
- (6) 公開講座に関する事項。
- (7) 文化講演会に関する事項。
- (8) 大学間等の連携に関する事項。
- (9) 産学官の連携に関する事項。
- (10) その他生涯学習及び地域連携に関する必要な事項

(出典 国立大学法人上越教育大学地域連携推進室規程)

地域連携推進室では、「地域の教育委員会との連携推進事業等」として、教育委員会と連携したイベント参画など、諸学校や教育委員会等と関わる事業に取り組んでいるほか、「公募型地域貢献事業」として、地域の活性化や地域振興につながる事業を全学から募集し、令和7年度は7事業に取り組んでいる。また、近隣の大学等との連携事業など、幅広い地域貢献活動を展開している。以下、7事業について順次取りあげて

説明する。

まず、多岐にわたる地域連携推進室の活動の中から、地域の教育職員や市民・企業等を対象に取り組んでいる①学校での体験学習・キャリア教育・現職教員の方々の研修会としての「出前講座」、②一般の方の生涯学習や現職教員の研修の機会としての「公開講座」、③本学学生及び一般市民の教養を高め視野を広げる「文化講演会」の3つの事業を挙げる。

①出前講座

出前講座は、複数の分野・テーマを用意した上で、地域の教育関係機関や市民団体、企業等の依頼に応じて大学教員が出向して講義等を行うもので、大学の教育と研究の成果を広く地域社会に還元するための地域貢献活動の一環として公開講座と同様、本学の本務として取り組んでいる事業であり、学校における体験学習やキャリア教育、また、現職教員の方々の研修会等として活用されている。

本講座は、毎年、地域連携推進室会議において確認された立案方針に基づき、全教員に対し周知することにより、次年度の実施計画を策定している（資料9-1-1-B、別添資料9-1-1-①、9-1-1-②）。

本講座の受講案内（別添資料9-1-1-③）は、毎年度、新潟県内の小学校、中学校、高等学校、その他の学校、市町村教育委員会等のほか、長野県、富山県の教育委員会へ送付し、周知している。

さらに、受講案内を本学ホームページに掲載し、広く周知している。

（資料9-1-1-B）令和6年度第3回地域連携推進室会議議事要旨（抜粋）

議題

2 令和7年度地域連携事業

室長から、令和7年度の地域貢献事業として応募のあった公開講座、出前講座及び公募型地域貢献事業について提案説明があり、それぞれ次のとおり承認された。

（公開講座）応募のあった12講座の全てを開講する。

（出前講座）応募のあった73テーマの全てを開講する。

＜以下省略＞

（出典 令和6年度第3回地域連携推進室会議議事要旨）

②公開講座

公開講座は、大学の教育と研究の成果を広く地域社会に還元し、一般の方の生涯学習や、現職教員の方の研修の機会として役立てていただくために、地域貢献活動の一環として行う事業であり、平成16年度から本学の本務として取り組んでいる。

本講座は、毎年度、地域連携推進室会議において確認された立案方針に基づき、全教員に対し周知することにより、次年度の実施計画を策定している（再掲資料9-1-1-B、再掲別添資料9-1-1-①、別添資料9-1-1-④）。

本講座の受講案内（別添資料9-1-1-⑤）は、毎年度、新潟県内の小学校、中学校、高等学校、その他の学校、市町村教育委員会等のほか、長野県、富山県の教育委員会へ送付し、周知している。

また、公開講座科目を記載したチラシ（別添資料9-1-1-⑥）を作成し、上越市、糸魚川市、妙高市的小学校、中学校へ送付し、児童・生徒への配付を依頼している。

さらに、受講案内と公開講座科目一覧を本学ホームページに掲載するとともに、上越市の市報「広報上越」へも掲載し、また本学Facebookでも発信するなど広く周知している。

③文化講演会

文化講演会は、本学の学生及び一般市民の教養を高め、視野を広げるため、優れた研究者や文化人を招くこととしており、本学独自に講師を選定し開催することにこだわらず、地元自治体等と積極的に連携・協力し、共催する等の取組により開催している。

本講演会は、毎年度、地域連携推進室会議において確認された立案方針（資料9-1-1-C、別添資料9-1-1-⑦）に基づき、上越市等と連携・協働し実施計画を策定している（別添資料9-1-1-⑧）。

本講演会の案内・チラシ（別添資料9-1-1-⑨）は、その内容や対象に応じ、新潟県内の小学校、中学校、高等学校、その他の学校、市町村教育委員会等へ送付し、周知している。さらに、案内・チラシを本学ホームページに掲載するとともに、上越市の市報「広報上越」へも掲載し、また本学Facebookでも発信し、広く周知している。

（資料9-1-1-C）令和6年度第4回地域連携推進室会議議事要旨（抜粋）

議題

2 令和7年度文化講演会

室長から、令和7年度文化講演会に係る企画・立案方針について提案説明があり、上越市との共催により実施することについて承認された。

＜以下省略＞

（出典 令和6年度第4回地域連携推進室会議議事要旨）

次に、4つめの事業として、理数系教員（コア・サイエンス・ティーチャー（CST））養成拠点構築事業「科学リテラシーと観察・実験指導能力に優れたCST養成プログラム」の円滑な実施に関する目的として、CST養成事業実施委員会が設置していることを挙げる。CSTとは、理科の指導力に優れた小・中学校教員として自ら教育実践を行うとともに、研修会や教材開発で中心的な役割を果たすことなどにより、地域の理科教育の質を向上させる教員である。これまで新潟県及び新潟市の教育委員会等と共同し、本学の取組としてCST養成プログラムの実施、CST養成プログラム受講者の募集、CST活動拠点の支援、CSTの認定と研修からなる事業を継続して行っている。同委員会では、事業の実施に関わる事項を審議している。また、同委員会の下に企画運営専門部会、プログラム運営専門部会、認定運営専門部会の3つの専門部会を設置し、実施に関わる詳細を検討した上で実施委員会に諮ることにより審議を充実させている。そして、本事業は本学ホームページへ掲載することにより、広く周知を行っている（別添資料9-1-1-⑩、9-1-1-⑪、9-1-1-⑫、9-1-1-⑬）。

5つめの事業として、学校教員養成・研修高度化センターで実施している自主セミナーを挙げる。本セミナーは、本学の教員及び上越地域の教職員の人的資源を活用することにより、本学の研究成果を広く地域社会に還元するとともに、学校現場が抱えている教育課題の解決に資することを目的としており、年度ごとに本学教員等からテーマを募集し、開設している（資料9-1-1-D）。

本セミナーの開催にあたっては、セミナー開催を希望する教員より申込み（別添資料9-1-1-⑭）を受け、学校教員養成・研修高度化センターが年間計画を作成し、同センターの「センターだより」（別添資料9-1-1-⑮）により、開催計画の周知を行っている。「センターだより」は、上越市、妙高市、糸魚川市及び柏崎市の各教育委員会へ電子データにより送信し、管下の学校へ周知をいただいている。

さらに、学校教員養成・研修高度化センターのホームページに自主セミナーの開催情報を掲載し、広く周知を図っている（別添資料9-1-1-⑯）。

(資料 9-1-1-D) 上越教育大学教職員のための自主セミナー実施要項（抜粋）

(趣旨)

第1条 この要項は、上越教育大学(以下「本学」という。)が学校教育課題に対応した学校支援事業として、上越地域の教育行政機関と連携して実施する教職員のための自主セミナー（以下「自主セミナー」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 自主セミナーは、本学教員及び上越地域の教職員の人的資源を活用することにより、本学の研究成果を広く地域社会に還元するとともに、学校現場が抱えている教育課題の解決に資することを目的とする。

(受講対象者)

第3条 受講対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他学長が認める者

(自主セミナーの開設)

第4条 学長は、年度ごとに本学教員等から自主セミナーのテーマ等を別記様式の教職員のための自主セミナー申込書により募集し、セミナーを開設するものとする。

(出典 上越教育大学教職員のための自主セミナー実施要項)

6つめの事業として、社会人、他大学の学生、他機関研修生等、多様な正規課程学生以外の修学ニーズに応えるため、正規課程学生以外の修学制度として、

- ・科目等履修生制度（学部・大学院）
- ・特別聴講学生制度（学部・大学院）
- ・研究生制度（大学院）
- ・特別研究学生制度（大学院）

を設けていることを挙げる（別添資料 9-1-1-⑯、9-1-1-⑰、9-1-1-⑱、9-1-1-⑲、9-1-1-⑳、9-1-1-㉑、9-1-1-㉒、9-1-1-㉓、9-1-1-㉔、9-1-1-㉕、9-1-1-㉖、9-1-1-㉗、9-1-1-㉘、9-1-1-㉙）。

開設授業科目一覧は本学ホームページで公開している。

最後に7つめの事業として、学生からの教育相談に対応できる窓口の開設を挙げる。これは教務課に恒常に開設しており、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生の履修指導に関するこを所掌している。

また、学生なんでも相談窓口や意見箱を設置しているほか、オフィスアワーを導入しており、科目等履修生や研究生なども利用することができる（別添資料 9-1-1-㉚、9-1-1-㉛）。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「出前講座」、「公開講座」及び「文化講演会」では毎年度、地域連携推進室会議において立案方針が定められている。併せて、それぞれの事業に係る案内・チラシ等を関係機関へ配付し、本学ホームページ等に掲載するとともに、本学 Facebook でも発信し周知している。

また、C S T 養成事業の実施にあたっては、C S T 養成事業実施委員会の他、企画運営専門部会、プログ

ラム運営専門部会、認定運営専門部会の各部会の審議と併せ、講習を担当する上越教育大学教員、新潟県教育委員会指導主事、新潟県立教育センター指導主事、地区理科教育センター指導主事により、隨時、部会長を仲介役として意見交換を行い、情報を共有している。併せてプログラム受講者へのアンケート調査を実施して、プログラムの現状評価、当該年度以降の改善の必要性等について検討することにより、CST養成事業における目的達成のための計画や具体的方針を定め、実施計画に反映させている。また、本学ホームページへ掲載することにより、広く周知をおこなっている。また、「自主セミナー」では要項において、目的や実施方法を定めており、これに基づき年間計画を作成し、自主セミナーに係る案内・チラシ等を関係機関へ配付するとともに、本学ホームページ等に掲載し周知している。

また、正規課程学生以外の修学制度は適切に整備されており、社会人、他大学の学生、他機関研修生等、多様な正規課程学生以外の修学ニーズに応えるために、

- ・科目等履修生制度（学部・大学院）
- ・特別聴講学生制度（学部・大学院）
- ・研究生制度（大学院）
- ・特別研究学生制度（大学院）

を整備している。

科目等履修生に関しては、教育実習など一部を除き多くの授業科目が履修可能であり、研究生に関しては全教員が受け入れる体制となっている。また、協議に基づいて他大学・大学院の学生を特別聴講学生又は特別研究学生として受け入れることができる。

学生からの教育相談に対応できる窓口が恒常に開設されており、募集要項や開設授業科目、教員の研究テーマなど必要な情報がホームページで公開されており、正規課程学生以外の修学制度は周知されている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点 9－1－2 計画に基づいた活動が適切に実施されていること。

（観点に係る状況）

まず、「出前講座」、「公開講座」及び「文化講演会」について記す。

「公開講座」及び「出前講座」では、本学の第4期中期目標期間における年次計画において計画を定めている（資料 9－1－2－A）。また、「文化講演会」は、地域連携推進室が担う事業として位置づけている。

それぞれの事業について、毎年度、地域連携推進室会議において確認された立案方針（再掲別添資料 9－1－1－①、再掲別添資料 9－1－1－⑦）に基づき活動に取り組んでいるところである。

（資料 9－1－2－A）令和 7 年度 国立大学法人上越教育大学 年次計画（抜粋）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・113-① 4年間の実績を踏まえ、教育・研究の成果を地域に還元するため、出前講座等を 100 回以上実施する。 ・113-② 出前講座等の参加校や参加者にアンケートを実施し、肯定的評価や満足度を確認する。また、上越地域の教育委員会との連携推進協議会の開催や、アンケートの結果によりニーズを把握し、次年度以降の計画に反映させて講座内容の充実を図る |
|--|

（出典 令和 7 年度 国立大学法人上越教育大学 年次計画）

①出前講座

出前講座は、毎年度、地域連携推進室会議において立案方針を作成し、それを全教員に対し周知することによりテーマを募集している（再掲別添資料 9-1-1-②）。また、当該年度に開講した出前講座は、原則として翌年度においても継続することとしている。

学内募集にあたり、実施計画立案の参考となるよう、当該年度に出前講座を実施した機関からの実施報告書に記載された、受講者アンケート設問「今後取り扱って欲しいテーマ」への回答を明示し、受講者のニーズに合わせたテーマ設定となるよう調整している。

なお、直近の開催回数は以下（資料 9-1-2-B）のとおりである。

（資料 9-1-2-B）出前講座開催回数

○令和 5 年度	開講講座数 83 講座
	開催回数 145 回（参加者数：6,754 名）
○令和 6 年度	開講講座数 80 講座
	開催回数 142 回（参加者数：8,174 名）
○令和 7 年度	開設講座数 74 講座
	※令和 7 年 7 月 7 日時点での申込み件数：71 件

（出典 上越教育大学 令和 6 年度基礎資料集、令和 7 年度基礎資料集）

②公開講座

公開講座は、毎年度、地域連携推進室会議において立案方針を作成し、それを全教員に対し周知することによりテーマを募集している（再掲別添資料 9-1-1-④）。

学内募集にあたり、実施計画立案の参考となるよう、当該年度の受講者アンケートで「今後受講してみたい」とされた講座の内容を分野毎に明示し、受講者のニーズに合わせたテーマ設定となるよう調整している。

なお、直近の実施回数は以下（資料 9-1-2-C）のとおりである。

（資料 9-1-2-C）公開講座開催回数

○令和 5 年度	開設講座数 17 講座、実施講座数 11 講座
○令和 6 年度	開設講座数 15 講座、実施講座数 15 講座
○令和 7 年度	開設講座数 12 講座
	※令和 7 年 7 月 7 日時点での実施講座数：4 講座

（出典 上越教育大学 令和 6 年度基礎資料集、令和 7 年度基礎資料集）

③文化講演会

文化講演会は、毎年度、地域連携推進室会議において立案方針を作成し、本学独自に講師を選定し開催することにこだわらず、地元自治体等と積極的に連携・協力し、共催する等の取組により開催している。

平成 29 年度からは、上越市総合政策部多文化共生課人権・同和対策室と連携し、上越市では「市民セミナー」として、本学では「文化講演会」として開催しており（再掲別添資料 9-1-1-⑦）、平成 29 年度～令和 7 年度の開催状況は下記資料（資料 9-1-2-D）のとおりである。

(資料 9-1-2-D) 文化講演会実施状況 (平成 29 年度～令和 7 年度)

年度	期日	内 容	講 師	会 場	入 場 者 数		
					学 生	一般市民	合 計
29	11月3日	おばちゃん目線で見る社会問題 ～みんなハッピーに暮らすには～	谷口 真由美	市民交流施設 高田公園 オーレンプラザ	—	—	129
30	10月13日	L G B Tについて考える	村木 真紀	本学講堂	—	—	96
元	6月30日	外国籍住民の人権について考える	朴 一	本学講堂	—	—	100
	12月15日	ソクラテスになって歩き・走る より 人間らしくなるために	山西 哲郎	本学講301	—	—	87
2		新型コロナウイルスの影響で中止					
3		新型コロナウイルスの影響で中止					
4	10月1日	S D G s 身近なところから始めよう	釜田 聰	本学講301	—	—	41
5	7月23日	言葉の責任 ネットの被害者・加害者 にならないために～命の大切さ、人生 の大切さ、あきらめない心～	スマイリーキクチ	本学講301	—	—	95
6	6月29日	多様な性について考える L G B T 超 基礎講座	黒田 隆史	本学講301	—	—	69
7	7月12日	いじめ防止を考える講演会 いじめを受けない、させないための対 策を学び、子どもの人権への理解を深 める	高橋 知巳	本学講301	—	—	86

(出典 上越教育大学 令和 7 年度基礎資料集)

C S T 養成事業については、C S T 養成事業実施委員会の他、企画運営専門部会、プログラム運営専門部会、認定運営専門部会の各部会の審議を経て、本事業における目的達成のための計画や具体的方針を定め、実施計画に反映させ、事業を実施することとしている。これまで新潟県及び新潟市の教育委員会等と共同し、本学の取組としてC S T 養成プログラムの実施、C S T 養成プログラム受講者の募集、C S T 活動拠点の支援、C S T の認定と研修からなる事業を継続して行っている。C S T 養成事業実施委員会では、事業の実施に関わる事項を審議している。また、本委員会の下に企画運営専門部会、プログラム運営専門部会、認定運営専門部会の 3 つの専門部会を設置し、実施に関わる詳細を検討した上で実施委員会に諮ることにより審議を充実させている。事業実施に際しては、C S T 養成の場として本学の施設だけでなく、理科教育支援拠点としての実績を持つ新潟県内 16 地区の理科教育センター、新潟市立総合教育センター及び新潟県立教育センター等を活用して実施している。そして、事業実施計画に基づき、地区理科教育センター等において活動するC S T を支援する実践的な実習 (C S T 支援実習) を必須とする養成プログラムを実施することにより、科学リテラシーと観察・実験指導能力に優れたC S T の養成を図っている (別添資料 9-1-2-①、9-1-2-②)。

また、自主セミナーでは、各年度末に本学教員及び上越市、柏崎市、糸魚川市及び妙高市内の小・中学校へ自主セミナー開講にかかる企画書及び講師の募集を行っている。提出された企画書から次年度に開講する年間計画を作成している (別添資料 9-1-2-③)。

令和 6 年度においては、この計画に基づき、年間 129 件の講座が開講され、1,531 名の参加があった (別添資料 9-1-2-④)。

科目等履修生は、大学院学生を除くと毎年度、学部で 2 ~ 3 人が受講している。

研究生は、例年 10 人程度を受け入れている。研究生の約 7 割が外国人留学生であり、次に多いのが、現職

教員の内地留学生である。そのほかの一般社会人の研究生の人数は、毎年度 2 人程度である。

特別聴講学生は、例年 5 人程度を受け入れている（別添資料 9-1-2-⑤）。

（観点の達成状況についての自己評価：A）

「出前講座」、「公開講座」及び「文化講演会」のいずれにおいても、年次計画や地域連携推進室会議において定められた立案方針に基づき事業を実施している。

また、CST 養成事業については、実施状況を CST 養成事業実施委員会及び各専門部会により審議し、事業を評価し、その評価結果に基づいた次年度計画を策定し、後の CST 養成事業に適切に反映させ実施している。

また、「自主セミナー」では、要項やこれに基づき作成した年間計画により事業を実施している。

さらに、正規課程学生以外の修学制度についても、過去 5 年間の科目等履修生の受入れ状況から判断して、学習機会を広く提供していることがわかる。また、研究生や特別聴講学生についても例年一定数の受入れを行っており、外国人留学生を中心として、正規課程学生以外の者に対して学習機会を十分提供していると判断する。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点 9-1-3 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっていること。

（観点に係る状況）

まず、「出前講座」、「公開講座」及び「文化講演会」について記す。

①出前講座

令和 6 年度、出前講座は新規に 8 件のテーマを開設し、142 回開催・参加者数 8,174 名に上った。

新型コロナウイルス感染症の拡大時期を除き、開設講座数、参加者数とも増加を続けており、これは、講座の継続による認知度の向上、および実施機関からの報告書に記載された「今後取り扱って欲しいテーマ」を捉えたテーマ設定の成果によるものと考えられる。

近年、開催回数が多いテーマとして「特別支援教育」や「いじめ・不登校問題」、「ゲームやデジタル機器」などが挙げられる。令和 6 年度では特に、特別支援教育といじめ・不登校問題に関する学習機会のニーズが高いことがうかがえた。実施報告書では、「限られた時間では足りないくらい示唆に富んだ内容でした。」、「あたたかく楽しい語りを通して、理論に裏付けられた大切なことに職員一人一人が気付くことができました。」などの声をいただいた。

なお、県外の学校からの申込みや、任意団体、民間企業からの申込みもあり、本学の出前講座が近隣地域や諸学校に留まらず、広く活用されていることがうかがえる。

②公開講座

令和 6 年度、公開講座を 15 講座実施した。

平成 6 年度のテーマ募集にあたり、市民の興味がわくよう受講者から要望のあったテーマを記載し、「日本国憲法の現状一まずは等身大に憲法を見ることからはじめようー」、「J.S. バッハのカンタータを歌おう」など、新規に 4 講座を開講し好評を得た。申込みが定員を上回り抽選となる人気の講座もあり、本学公開講座への認知度の上昇とともに、ニーズを捉えたテーマ設定ができたものと考える。

令和 6 年度の参加者アンケートでは、受講した公開講座の満足度について、約 9 割の参加者が「高い満足

度」を示している（別添資料 9-1-3-①）。また、自由記述では、「指導者も受講生もレベルが高く、毎回がとても楽しかったです。」、「とても良かった。来年も参加したいと思う。年に 2 回あっても良いと思った。」といった感想をいただいた。

③文化講演会

令和 6 年度は、「多様な性について考える L G B T 超 基礎講座」（弁護士 黒田 隆史氏）を「人権・同和市民セミナー/上越教育大学文化講演会」として、上越市との共催により開催し、市民など 69 名が参加した。

参加者アンケートでは、回答者の 9 割以上（53 件）から「参考になった」との回答があった（別添資料 9-1-3-②）。また、自由記述では、「知らなかつたことを学べた。多様な考えがあることを知る事、認め合う事が大切だと思った。」「質疑応答でより深まりました。時間を確保していただきありがとうございます。」といった感想をいただいた。

次に、C S T 養成事業については、教育委員会等との連携により、学校において中核となる理科教員の養成・研修を実施した。令和 6 年度は、受講者 15 人（現職 14 人、学生 1 人）の受講者を受け入れ、年度末には修了者 9 人のうち現職 8 人を C S T に認定、学生 1 人をプログラム修了認定とした。

C S T 養成事業は、新潟県立教育センターが定める研修となっており、C S T 養成事業が実施されてから令和 5 年度までの受講・認定者は 106 人となり、認定者は各自治体の教育センターにおいて理科教育全般に関わる協力員として活躍している。併せて、C S T は、指導主事、地区理科教育センター協力員などの地域の理科教育振興の中核としての活躍が期待されている。

C S T 養成プログラム受講者アンケートより、講習の有効性に関わり、設問「理科教育における指導力の習得」「理科教育における知識の習得」「理科教育における技能の習得」については、受講者全員が「大変有効」又は「有効」と回答している。

次に、設問「受講したことを今後の教育活動に生かしていくか（生かしているか）」については、受講者全員が「生かしていく（生かしている）」「一部生かしていく（一部生かしている）」と回答しており、その他の設問「どちらともいえない」「生かせない（生かしていない）」と回答する者はいなかった。このことにより、C S T 養成事業は、理科の指導力に優れた小・中学校教員としての今後のキャリア形成にとって有意義であることがうかがえる（再掲別添資料 9-1-2-①、9-1-3-③）。

また、令和 6 年度は自主セミナーを年間で 129 回実施し、1,531 名の参加があった。

自主セミナーは、学校教員養成・研修高度化センターを会場に対面開催するだけでなく、遠方からも参加しやすいようオンライン開催や参加方法を選ぶことができるハイブリッドでも開催し、近隣のみならず遠方の教職員に対しても資質・能力の向上の機会を提供している。

令和 6 年度の参加者アンケートでは、「自主セミナーは、教師力の向上に役立つ」との設問に回答者の全員が「そう思う」または「だいたいそう思う」と答え、「学校の課題解決に役立つ」との設問に 98% が「そう思う」または「だいたいそう思う」と答えており、本セミナーを受講した成果が学校現場で活かされているものと考えられる。

また、「自主セミナーをこれからも継続してほしい」との設問では、回答者の 99% が「そう思う」または「だいたいそう思う」と答えており、自主セミナーに対する高い満足度と今後への期待が寄せられていることが伺える（別添資料 9-1-3-④）。

正規課程学生以外の修学制度については、非正規生一覧（再掲別添資料 9-1-2-⑤）から、例年十分な人数の科目等履修生等が受講していると判断できる。

正規学生と科目等履修生を対象に学生の満足度等を聴取している「学生による授業評価アンケート」では、

例年の総合的な満足度（5点満点）は学部及び大学院ともに4以上となっている（別添資料9-1-3-⑤）。ただし、正規の学生と科目等履修生とを別にした集計がなされていないので、科目等履修生単独としては判断できない。

（観点の達成状況についての自己評価：A）

「公開講座」及び「出前講座」のいずれも参加者や受講機関のニーズに基づいたテーマが設定されており、地域の学校教員や諸学校、一般市民から積極的に活用いただいている、アンケート結果からは高い満足度が認められる。また、「文化講演会」では、一般市民の感心の高いテーマを設定するとともに、専門家や著名な講師を招聘するなど、市民や教職員に高い関心を持っていただける内容を企画しており、アンケート結果からは高い満足度が認められる。

また、CST養成事業においても、これまでの事業継続における受講・認定者数から、また、プログラム受講者アンケートから高い満足度が認められる。

「自主セミナー」では、地域の教職員から積極的に活用され、アンケート結果からは高い満足度が認められる。

また、正規課程学生以外の修学制度である科目等履修生、研究生等については正規の学生と科目等履修生とを別にした集計がなされていないこと、科目等履修生の母数が少なく、個人が容易に特定される恐れがあることから、科目等履修生単独としての満足度については分析を行っていないが、全体として高い評価を得ている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点9-1-4 改善のための取組が行われていること。

（観点に係る状況）

まず、「出前講座」、「公開講座」及び「文化講演会」について記す。

①出前講座

出前講座の受講機関に対し「出前講座実施報告書」（別添資料9-1-4-①）の提出を依頼し、受講した講座の感想や今後扱って欲しいテーマなどの把握を行っている。

実施報告書から得られた「今後扱って欲しいテーマ」の情報を学内募集の際に明示することにより、ニーズに基づいたテーマが設定されるよう取り組んでいる。

②公開講座

公開講座の参加者に対しアンケート（別添資料9-1-4-②）を実施し、受講した講座を知ったきっかけや受講しての感想、満足度、今後受講してみたい講座などの把握を行っている。

アンケートから得られた「今後受講してみたい講座」の情報を学内募集の際に明示することにより、ニーズに基づいたテーマが設定されるよう取り組んでいる。

③文化講演会

文化講演会の参加者に対しアンケート（別添資料9-1-4-③）を実施し、文化講演会を知ったきっかけや内容の理解度、今後の文化講演会で取り上げてほしいテーマなどの把握を行い、次年度以降の企画の参考としている。

次に、CST養成事業実施委員会においては、上越教育大学と新潟県教育委員会、新潟市教育委員会を含む7市教育委員会、及び地区理科教育センター連絡協議会と上越地域社会教育施設の担当者を構

成員として、事業の実施に関わる事項を審議し、実施している。また、この委員会の中に企画運営、プログラム運営、認定運営の3つの専門部会を設置し、実施に関わる詳細を検討した上で、実施委員会に諮ることにより審議を充実させている。併せて、プログラム受講者へのアンケート調査を実施して、プログラムの現状評価、当該年度以降の改善の必要性等について検討することにより、CST養成事業における目的達成のための計画や具体的方針を定め、実施計画に反映させ、事業を実施している（別添資料9-1-4-④、再掲別添資料9-1-2-②）。

また、自主セミナーでは、参加者に対しアンケート（別添資料9-1-4-⑤）を実施し、受講した成果や満足度、今後取り上げてほしいテーマなどの把握を行っている。

アンケート結果については学校教員養成・研修高度化センター内で共有し、自主セミナーの企画・運営に活用している。

正規課程学生以外の修学制度については、科目等履修生等に焦点をあてたアンケートは、科目等履修生等の母数が少なく、個人が容易に特定される恐れがあることから実施していないが、ファカルティ・ディベロップメント活動の一環として実施している「学生による授業評価アンケート」において、正規課程学生とあわせて科目等履修生も対象としてアンケートを実施している。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「公開講座」、「文化講演会」及び「自主セミナー」では、次年度以降の取組内容を計画する際の参考とするため、参加者アンケートを実施している。さらに「出前講座」では、実施報告書において感想や今後扱ってほしいテーマを記載する項目を設け、ニーズの把握を行っている。

また、正規課程学生だけでなく正規課程学生以外の修学である科目等履修生等も含めた「学生による授業評価アンケート」を実施している。

そして、CST養成事業においては、プログラム受講者へのアンケート調査を実施し、プログラムの現状評価を含めた検討を進め、実施計画に反映させているほか、企画運営専門部会、プログラム運営専門部会、認定運営専門部会の各部会において、事業実施に関わる詳細を検討した上で、CST養成事業実施委員会に諮ることにより審議を充実させるとともに、組織的な事業運営を推進している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

出前講座、公開講座及び文化講演会について、参加者アンケート等によるニーズ把握を基に、毎年度、各事業に係る実施計画の見直しを図っており、それぞれの取組において、受講者、参加者からの高い満足度を得ている。

(3) 改善を要する事項

該当なし